

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
分担研究報告書

身寄りのない人や意思決定が困難な人の医療同意の課題の整理

研究代表者 山縣 然太朗 （山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座）
研究分担者 熊田 均 （熊田法律事務所）
研究分担者 田宮 菜奈子 （筑波大学 医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野）
研究分担者 武藤 香織 （東京大学医科学研究所 公共政策研究分野）
研究分担者 橋本 有生 （早稲田大学法学学術院）
研究分担者 山崎 さやか （健康科学大学 看護学部）

本研究は、身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為に関する判例を収集し、身寄りが
ない人の医療の同意についての課題を分析した。分析した結果、医療側の説明義務や守秘義務
についての課題が抽出された。

- 誰が説明を行う必要があるのかが争われた。
（説明をする側：誰がどこまでするのか？）
- A. 研究目的
身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為に関する判例を収集し、身寄りが
ない人の医療の同意についての課題を分析することを目的とした。
説明義務：総責任者に義務があると認定したが、実際の説明を総責任者が行わないといけ
ないわけではなく、一定の場合には主治医に任
せてもよい。
- B. 研究方法
判例検索データベースを使用して、身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為
の同意に関する判例を収集し、課題を抽出した。
20 番（資料 4）
意思決定能力がある事案、どこまで説明し
ないといけないのかが争点。
説明の内容、手段（口頭か書面か）。
医師による口頭での説明に限らず、治療法
の効果や有害事象が示されたパンフレット等
の書面を交付することでも可。
- C. 研究結果
平成 6 年から令和 5 年度にかけて 27 件の判例を抽出した。判例は、本人の同意能力が
ある場合、本人の同意がない場合に分けて、課題を整理した。以下、参考になる判例を抜
粋した。
どういう医療行為が行われるかということ
によって、説明の義務の程度が変わってくる。
裁判例の結論だけで考えず、どのような事例
での判断だったかを見る必要がある。
1. 本人に同意する能力がある場合の判例
19 番（資料 4）
21 番（資料 4）
判断能力がある事案。医師側の主張は、事
前に本人が息子に説明をしてくれと言ってい

た。

医師は患者さんに指示された通り息子さんに説明をしたが、医療行為が行われた後に自分にも説明してほしいと言われた。

裁判所の判断は、自己決定権に由来するため判断能力がないという特別の事情がない限り、本人に説明をする必要がある。

事例判断的要素がある。

自己決定権は尊重されるという現れ。

1-2. 本人に同意能力があるが、本人に病名を告知するか？

27 番（資料 4）

本人には告知。

（夫）本人から夫には心配かけたくない⇒夫に告知しない。

医療側が夫への告知をしないのは不適切な対応とまでは言えない。本人の意思を尊重。

（娘）本人が娘の連絡先を病院に伝えなかった（娘には伝えてほしくないという意思）。医療側は娘の連絡先を聞くべきだった⇒娘に連絡しなかったのは不適切であった。

平成 6 年の判決：本人が娘への連絡を拒否しているのに？という違和感。

時代の流れ、社会感覚、家族がどこまで代替するのかは時代によって異なる。

時代の流れを意識して考える必要性がある。

23 番（資料 4）

本人に説明できない場合、家族への説明義務。

連絡が容易な家族には告知をする義務があった。物心両面において家族からの配慮を受ける機会は法的保護に値する患者の権利。

終末期では（家族への説明義務を）軽視するのは不適切となる場合も ⇒ 慎重に考えな

いといけない。

2. 本人に同意能力がない場合

2 番（資料 4）

本人に能力がない場合誰に説明すればよいのか？

弟に説明しなかったことを過失とした。

家族のどこまで説明すればよいのかは触れていない。

本人以外の家族への説明義務を認めた。

9 番（資料 4）

手術は本人の同意あり。手術中に緊急で必要と判断された再建術の同意を夫、母から得た。この二人に説明してれば説明義務の違反はないとした。

24 番（資料 4）

誰に説明をすればよいのか？

退院の際に病状等を本人が受けられない場合、誰にしたらよいのか？

親族はいたけれども本人を受け入れる施設に説明をした。子供にはその説明をしなかった。子どもから本人に対する虐待があった？事例的な判断。

義務の趣旨からみると、介護をする人に説明が必要。近親者であったとしても介護に携わらない場合は説明しなくてもよい。

親族だからといって説明をうける権利があるわけではない。

ただし、事例判断的な要素が大きいとも思われる事案であり、結論を一般化することには注意が必要。

2. 今後の課題

○ 医療機関から家族への説明義務

- 家族へ説明する際の医療機関の守秘義務
- LGBTQ のパートナーシップの解釈
- ガイドラインの活用の根拠
- 意思決定支援のあり方
- 高齢者等身元保証サービスの支援のあり方

D. 考察

医療の同意に関する判例は、医療側から本人または家族への説明義務を問われる判例が多かった。医療の説明をする側（医療機関）と、医療の説明を受けて同意する側（患者）の関係性をふまえると、医療の同意を本委員以外の第三者が支援する場合、医療側が誰に、何を、どこまで説明する必要があるのかを整理し、提示することが重要である。また、第三者に説明をする場合の守秘義務についても検討する必要がある、今後、さらに判例を収集していく。

患者本人のための医療、患者本人の意思を尊重することを原則として、医療の同意について、医療機関が家族へどのように関わっていくべきかという点についての課題を整理できた。

E. 結論

抽出した判例から、医療機関から家族への説明義務、家族へ説明する際の医療機関の守秘義務等の課題を整理できた。

F. 研究発表

1. 論文発表

熊田 均. 身元保証等生活サポート事業の法的問題. 実践 成年後見, 2016, 65.

熊田 均. 死後事務委任契約と消費者被害. 月報司法書士, 2021, 597.

熊田 均. 福祉・行政と司法の連携. 法律のひろば, 2022, 4.

橋本 有生. 意思決定が困難な人への医療提供における緊急事務管理の適用とその限界. 民法の展開と構成 小賀野晶一先生古稀祝賀, 成文堂, 東京, 2023, 149-166.

篠原亮次, 山縣然太郎. 「医療現場における成年後見制度及び病院における身元保証人の役割等の実態把握研究」報告書の概要とみえてきた課題. 実践 成年後見, 2019, 77: 12-21.

山縣然太郎, 山崎さやか. 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要, 実践成年後見, 2019, (82), 37-44.

山崎さやか. 身寄りがない人への具体的対応, 看護, 2019, 71(13), 74-79.

山崎さやか. 身寄りがない人への対応について看護職が理解しておくべきこと, 看護, 2019, 71(13), 68-73.

山崎さやか. なぜ身元保証が求められるのか, Community care, 2019, 21(14), 56-59.

山縣然太郎, 山崎さやか. 身寄りのない

人、意思決定が困難な人への支援ガイドライン作成の経緯と活用の指針，地域連携 入退院と在宅支援，2021，13(6)，49-52.

山崎さやか，山縣然太郎. 『身寄りが
ない人の入院及び医療に係る意思決定が困難
な人への支援に関するガイドライン』に基づ
く事例集』の概要. 実践 成年後見，2023，
103.

山崎 さやか. 身寄りのない認知症の方
の退院支援. 地域連携 入退院と在宅支援，
2023，16(4).

Sayaka Yamazaki, Nanako Tamiya, Kaori
Muto, Yuki Hashimoto, Zentaro Yamagata.
Current situation of the hospitalization
of persons without family in Japan and
related medical challenges. PLOS ONE,
2023, 18(6) e0276090-e0276090.

2. 学会発表

山崎さやか，篠原亮次，秋山有佳，山縣
然太郎:医療従事者における成年後見制度の
認知と理解の実態，第 78 回日本公衆衛生学
会総会，2019 年 10 月 25 日.

山崎さやか，山縣 然太郎:身寄りが
ない高齢者の実態と関連要因，第 80 回日本公衆
衛生学会総会，2021 年.

山崎 さやか:身寄りが
ない高齢者の医療
の決定プロセス に関する文献レビュー，日
本老年社会科学会第 64 回，2022 年.

Sayaka Yamazaki, Nanako Tamiya,

Kaori Muto, Yuki Hashimoto, Zentaro
Yamagata. Current situation of the
hospitalization of persons without
family in Japan, 第 81 回日本公衆衛生学
会総会，2022 年.

H. 知的財産権の出願・登録状況
なし